



環境活動レポート



2010年4月～2011年3月
第3号 発行日 2011年5月31日

日本トリート株式会社

平成 23 年 5 月 31 日

日本トリート株式会社環境方針

環境基本理念

日本トリート株式会社は、人と自然と環境の調和を社是としております。
アスベスト処理工事、ダイオキシン除洗処理工事、産業廃棄物処理において環境保全に取り組むことが重要課題の一つであることを認識し、環境との調和、お客様を含めた地域社会との連携・融和をはかりながら、進歩・発展していくことを目指します。

環境活動方針

私たちは、当社の事業活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめるために、以下の行動に取り組めます。

- ① 環境保全に関する法令などを遵守し、地域社会との調和に努力します。
- ② 事業活動における電気、ガス、自動車燃料の使用量削減を図り、省エネルギー活動を推進し、地球温暖化防止に努めます。
- ② 各作業場で排出される廃棄物を適正に安全に処理します。
また作業者の安全、廃棄物の曝露事故防止に万全の対策をおこないます。
- ④ 自らグリーン製品を使用し、その普及に努めます。

この方針に沿って全ての従業員が高い環境意識を持ち、環境に配慮した行動ができるように、環境教育を実施します。また、地域での環境保全活動に積極的に参加できるように、社内の体制を整備します。

日本トリート株式会社

代表取締役 岡中淳一 印



1. 事業の概要

(1) 事業者名

日本トリート株式会社 代表取締役 臼井 淳一郎

(2) 所在地

本社：東京都世田谷区上馬 3-7-8

神奈川倉庫：神奈川県川崎市高津区末長 9-4

(3) 環境保全関係の担当者連絡先

環境管理責任者：臼井 淳一郎

(4) 企業の規模

職員数：12名 アルバイト、派遣社員、作業員37名 合計49名

事業所延床面積：710.52㎡

(本社 155.52㎡、本社倉庫 40㎡、神奈川倉庫 515㎡)

(5) 事業内容

アスベスト処理工事、ダイオキシン除洗処理工事

2. 環境目標

(1) 当社における過去3年にわたる実績は以下の通りである

項 目		単 位	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期
二酸化炭素排出量		Kg-CO ₂	101,990	109,604	92,565
内 訳	電 気	39,575	39,575	39,820	61,420
	ガソリン	25,570	25,570	26,675	27,429
	軽 油	9,177	9,177	9,900	10,397
	灯 油	181	181	1,445	485
	ガ ス	1,485	1,485	1,440	122.8
水使用量		m ³	340	328	357
廃 棄 物	資源ゴミ	t		1	1.49
	一般廃棄物	t		2.94	2.72
	アスベスト	t	841	973	432.9

(注：電気の二酸化炭素排出係数として0.378kg-CO₂/kWhを用いました)

*2010年3月期の一般廃棄物の数値が、450=45kgで計算されていた為、450=10kgに訂正致しました。

- ・資源ゴミはOA古紙、段ボール、新聞、飲料ビン、ペットボトル等で再生資源ゴミとして処理します。
- ・一般廃棄物は焼却ゴミとして処理します。ただし資源ゴミ及び一般廃棄物は2009年3月期の数量は把握しておりません。
- ・アスベストは、現場で搬出し専門業者に引き渡す処理をします。

(2) 上記過去の実績を踏まえ当社は、以下の目標を掲げて環境活動に取り組みます。

① 短期目標（2012年3月期）本社及び本社1F倉庫、神奈川倉庫は共通目標とする。

（1F倉庫個別のデータ無し。神奈川倉庫は新設の為、前年度データ無し）

2011年4月から2012年3月までの期間で2011年3月期同期対比以下の目標とする。

【エネルギー】

a.ガソリン・軽油使用量： 2%減

b.電気使用量： 6%減（夏の3ヶ月間を15%減、他の9ヶ月間を3%減目標とする。）

c.ガス使用量： 前年度維持

d.灯油： 2%減

CO₂排出量換算：90,250kg-CO₂（2011年3月期実績比2.5%減）

【水使用量・排水量】

上水道使用量： 2%減

【廃棄物】

事務所からの焼却ゴミ、ペットボトル、新聞等紙類は排出量少なく削減目標値は定めない。

アスベストの取扱排出量は把握する。顧客施設から有害物質を排除することは重要な環境活動であり、当社取扱量が増加することがすなわち社会に貢献することとなる。ただし目標値は定めない。

【その他】

アスベスト等曝露事故零を目指す

② 中期目標（2013年3月期）

【エネルギー】

a.ガソリン・軽油使用量 2011年3月期2%減

b.電気使用量 2011年3月期3%減

c.ガス使用量 2011年3月期実績維持

d.灯油 2011年3月期2%減

CO₂排出量換算：90,945kg-CO₂（2011年3月期実績比1.75%減）

【水使用量】

上水道使用量 2010年3月期実績維持

【廃棄物】【その他】

短期目標と同様

3. 主要な環境活動計画の内容

【電気使用量】

①昼休み休憩時間における事務所の消灯。

②空調機器の効率的運用（フィルター定期清掃、室温に即した適切な温度設定）により節電

③照明スイッチ部に「節電ラベル」貼り付け

④パソコン等の待機電力の削減

【ガソリン・軽油使用量】

車両省エネ運転の励行、効率的工事現場への配車によりガソリン使用量を減らす。
エコドライブの徹底。

【都市ガス】

作業者の業務作業後の温水シャワー使用によるもので、季節に合わせた水温設定を決め
適温使用を進める。

【水資源（上・下）】

節水の意識高揚のためポスター貼付、水道流し放しの抑制

【廃棄物削減・リサイクルの推進】

- ①分別場所の指定（ラベル表示）による分別の徹底
- ②ダンボールは再利用を心がける
- ③書類等のシュレッダー処理の対象書類を明確化
- ④再生原料紙（新聞紙等）の分別徹底
- ⑤社内では、両面コピー、印刷を心がける。
- ⑥使用済み封筒の再利用

【グリーン購入への取組】

- ①事務用品中心にエコ商品のカタログを収集・整備
- ②各種紙、文房具、OA機器の新規購入には、エコマーク製品を重点的に採用

4. 環境目標計画達成状況

項目	単位	2010年3月期	2011年3月期	累計比	目標値	
二酸化炭素排出量	Kg-CO ₂	109,604	92,565	1.8%減	2.3%減	
内訳	電気	Kwh	39,820	61,420	54%増	3%減
	ガソリン	L	26,675	27,429	2%増	2%減
	軽油	L	9,900	10,397	5%増	2%減
	灯油	L	1,445	485	66%減	-
	ガス	m ³	1,440	122.8	92%減	0%
水使用量	m ³	328	357	8%増	0%	
廃棄物	資源ゴミ	t	1	1.49	49%増	—
	一般廃棄物	t	2.94	2.72	8%減	—
	アスベスト	t	973	432	56%減	—

5. 環境活動の取組結果の評価（2010年4月～2011年3月）

①電気使用量の削減が、エコアクションの取組みの中で最大の項目ととらえ、節電の徹底を図りました。

ですが、野沢倉庫を本社1Fに移し、2.5倍に大きくなった為、増えたものと思われます。

2010年4月以降、神奈川倉庫を新たにした為、

今後更に電気量等が増える可能性があります。

本年度は倉庫関連の省エネを推進してまいります。

また、神奈川倉庫につきましては、省エネを目的として、遮熱塗装を施工を致しました。

②自動車燃料については、エコドライブの徹底、工事現場への乗り合い推進により、ガソリン・軽油使用量削減をはかりましたが、小口工事現場の増加及び遠隔地の現場もあり目標値は増加になり、目標未達となりました。

・ガソリン・軽油消費量が前年同期大幅に上回ったためCO₂換算排出量は大きく目標値未達となりました。4月からの通期でも前年比ガソリン2%軽油5%増となりました。

営業上は已むをえません、今後遠隔地工事の担当者の滞在化により燃料削減を図ります。

尚、ハイブリッドカーは二台導入済みで、新たに一台エコカーを導入致しました。

今後も極力削減をはかる計画です。

③ガスについては、絶対使用量は少ないのですが、温水シャワー使用が主体のため、適温使用を進めました。その結果ガスについては削減を行うことができました。

④水使用量については、使用時の注意を喚起し削減することができました。

6. 次年度の取組内容

東日本大震災の影響もあり、特に節電の意識が強い事も含め、無駄な電力の使用を大幅に下げたい。

設備等の整備については現在計画はない為、事務所内の蛍光灯で必要ない場所は取り外したり、

空調機器による室内の温度設定等に頼らず、クールビズ及びウォームビズを推奨すべく、ユニフォームやジャンパー・Tシャツ等の支給を再度行う。

また、景気等の動向に左右される部分等はあるが、積極的に工事で使用する発電機や営業車両等は低燃費低公害なものに切り替えを行っていきたい。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用となる主な環境関連法規

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則

東京都条例 県民の生活環境の保全等に関する条例

世田谷区条例 産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

要求事項 廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化推進、
産業廃棄物収集運搬、処分業者との委託契約
マニフェスト管理と、管理表交付状況報告
空き缶等の散乱の防止

②省エネ法、資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）など

③労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

④大気汚染防止法

(2) 違反、訴訟等

環境関連法規の違反はありません。また関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。

アスベスト処理に関して、廃棄物処理法に加え労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法にかかるとの事故、違反はなく適切に処理事業を遂行しており、行政等から指摘を受けておりません。

ダイオキシン類対策特別措置法にかかるとの事故、違反においても同様に適切に処理事業を遂行しており、行政等から指摘を受けておりません。

8. 代表者による全体評価と見直し結果

今年度においては営業所の拡張等により二酸化炭素排出量の増加等が見られたが、次年度の目標を掲げ少しずつでも、着実に減少結果が見られる様に営業活動に取り組んでいきたい。

それには、会社で目標を掲げる事と同時に従業員への情報等の水平展開を更に進めていく必要がある。

従業員一人一人の意識を高める為に、定例社内会議等についても省エネの取組み状況等の実施報告を新たに取り入れ、年度単位ではなく月単位による活動結果の監視により PDCA の社内体制強化に注力していければと思う。